

秋長財発第118号
平成23年11月14日

各市町村高齢福祉主管課長 様

公益財団法人 秋田県長寿社会振興財団
理事長 市川 講二
(公印省略)

平成23年度高齢者権利擁護等推進事業事例検討会の開催について(通知)

当財団運営の高齢者総合相談センターにつきましては、日頃格別のご指導、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険法の改正や「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年11月9日法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)の施行に伴い、「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止などの高齢者の権利擁護のための取組みを推進することが求められております。

こうした点から、当財団では、秋田県から委託を受けて「高齢者権利擁護等推進事業」を実施しており、権利擁護相談窓口の開設のほか、関係する研修等を実施しているところであります。

このたび本事業の一環として、全県下の高齢者の権利擁護に関するネットワークを構築するため、県内三地区で事例検討会を別紙「事例検討会の進め方」により実施することになりました。

つきましては、ご多忙のこととは存じますが、貴市町村担当者の出席についてご配慮くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、貴管内地域包括支援センターには、別途当財団からご案内いたします。

1. 開催日時・会場(会場案内図は別紙のとおり)

県北地区	日時：平成23年12月22日(木) 午後1時から 会場：北部シルバーエリア 大館市十二所字平内新田237-1 TEL. 0186-47-7070
県央地区	日時：平成24年1月13日(金) 午後1時から 会場：中央シルバーエリア 秋田市御所野下堤5丁目1-1 TEL. 018-829-2151
県南地区	日時：平成23年12月20日(火) 午後1時から 会場：大仙大曲交流センター 大仙市大曲日の出町二丁目7番53号 TEL. 0187-63-1105

2. 内 容

13:00 開会

13:05～13:35 講義「高齢者虐待防止法と市町村の対応について」
(仮題)
講師；法テラス秋田法律事務所 常勤弁護士
(依頼中) (県北地区、県南地区)
リーガルサポート秋田 司法書士 (県央地区)

13:45～16:00 事例検討 (グループワーク)

各グループ毎に事例報告、検討を行います。
コーディネーター (進行役) は、社会福祉士が行い
弁護士又は司法書士からは、適宜助言をいただきます。
また、提出された事例以外に、出席者が抱えている
事例についても対応策を検討します。

16:10～16:30 まとめ

各グループ内で検討された事例、高齢者虐待防止の
共通の課題、問題点等について発表いただき、受講者
全体で今後の対応の在り方等について協議し、弁護士
又は司法書士、社会福祉士から、助言をいただきます。

3. その他

(1) 出席に関する費用は無料です。ただし、会場までの交通費等については派遣
機関でご負担願います。

(2) 出席の申込みは、別紙申込用紙により
県北会場、県南会場は、12月6日 (火) までに
県央会場は、12月 22日 (木) までに、FAXでお申し込みください。

また、高齢者虐待や、成年後見・消費者被害等に関する事項について、何か
ご質問等がありましたら、別紙質問票により、ご連絡ください。

(3) このほか随時、高齢者総合相談センターで、権利擁護等相談窓口で、毎月第
3木曜日に相談をお受けしております。また緊急を要するケースについては、
専門職相談機関と連携し、随時対応いたします。

(4) 連絡先

〒010-1412

秋田市御所野下堤5丁目1番1号 (中央シルバーエリア内)

公益財団法人 秋田県長寿社会振興財団 (LL財団)

秋田県高齢者総合相談センター 星、片岡、伊藤

相談専用電話 018-829-4165

FAX 018-829-2770

Eメールアドレス ll@akita-longlife.com

秋長財発第118号
平成23年11月14日

各市町村地域包括支援センター所長 様

公益財団法人 秋田県長寿社会振興財団
理事長 市川 講二
(公印省略)

平成23年度高齢者権利擁護等推進事業事例検討会の開催について(通知)

当財団運営の高齢者総合相談センターにつきましては、日頃格別のご指導、ご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、介護保険法の改正や「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年11月9日法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)の施行に伴い、「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止などの高齢者の権利擁護のための取組みを推進することが求められております。

こうした点から、当財団では、秋田県から委託を受けて「高齢者権利擁護等推進事業」を実施しており、権利擁護相談窓口の開設のほか、関係する研修等を実施しているところであります。

このたび本事業の一環として、全県下の高齢者の権利擁護に関するネットワークを構築するため、県内三地区で事例検討会を別紙「事例検討会の進め方」により実施することになりました。

つきましては、ご多忙のこととは存じますが、貴職下担当職員の出席についてご配慮くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 開催日時・会場 (会場案内図は別紙のとおり)

県北地区	日時：平成23年12月22日(木) 午後1時から 会場：北部シルバーエリア 大館市十二所字平内新田237-1 TEL. 0186-47-7070
県央地区	日時：平成24年1月13日(金) 午後1時から 会場：中央シルバーエリア 秋田市御所野下堤5丁目1-1 TEL. 018-829-2151
県南地区	日時：平成23年12月20日(火) 午後1時から 会場：大仙市大曲交流センター 大仙市大曲日の出町二丁目7番53号 TEL. 0187-63-1105

2. 内 容

13:00 開会

13:05～13:35 講義「高齢者虐待防止法と市町村の対応について」
(仮題)

講師；法テラス秋田法律事務所 常勤弁護士
(依頼中) (県北地区、県南地区)

リーガルサポート秋田 司法書士 (県央地区)

13:45～16:00 事例検討 (グループワーク)

各グループ毎に事例報告、検討を行います。
コーディネーター (進行役) は、社会福祉士が行い
弁護士又は司法書士からは、適宜助言をいただきます。
また、提出された事例以外に、出席者が抱えている
事例についても対応策を検討します。

16:10～16:30 まとめ

各グループ内で検討された事例、高齢者虐待防止の
共通の課題、問題点等について発表いただき、受講者
全体で今後の対応の在り方等について協議し、弁護士
又は司法書士、社会福祉士から、助言をいただきます。

3. 事例提出について

本事例検討会に当たっては、各市町村地域包括支援センターで受けた、高齢者権利擁護に関する相談事例 (高齢者虐待、成年後見、消費者被害等) の中で、解決困難事例、現在進行中の事例、虐待等を解決することができた事例等の提出を出席者各自からお願いします。

それぞれの事例を検討することにより、他の地域包括支援センターと問題・課題を共有でき、その対応策について参考となるものと思われま

事例は、別紙事例様式により、提出いただきます。

(事例内容が特定できないように取り扱い、事例検討終了後は、回収いたします。)

事例の提出に当たっては、高齢者虐待に関する事例では様式1で、成年後見・消費者被害等の事例については様式2で、出席申込みと同時に事例内容を郵送か又は、メールでお送りください。(パソコンで事例内容を入力する場合は、HPに様式を掲載しておりますので、ご活用ください。)

4. その他

(1) 出席に関する費用は無料です。ただし、会場までの交通費等については派遣機関でご負担願います。

(2) 出席の申込みは、別紙申込用紙により
県北会場、県南会場は、12月6日(火)までに
県東会場は、12月22日(木)までに、FAXでお申し込みください。

また、高齢者虐待や、成年後見・消費者被害等に関する事項について、何かご質問等がありましたら、別紙質問票により、ご連絡ください。

- (3) このほか随時、高齢者総合相談センターで、権利擁護等相談窓口で、毎月第3木曜日に相談をお受けしております。また緊急を要するケースについては、専門職相談機関と連携し、随時対応いたします。

- (4) 連絡先

〒010-1412

秋田市御所野下堤5丁目1番1号（中央シルバーエリア内）

公益財団法人 秋田県長寿社会振興財団（LL財団）

秋田県高齢者総合相談センター 星、片岡、伊藤

相談専用電話 018-829-4165

FAX 018-829-2770

Eメールアドレス ll@akita-longlife.com

公益財団法人 秋田県長寿社会振興財団

秋田県高齢者総合相談センター 事務局

FAX 018-829-2770

TEL 018-829-4165

(*送り状は不要です。このままお送りください。)

様 式

平成23年度高齢者権利擁護等推進事業事例検討会出席申込書

機関名 _____

担当者名 _____

連絡先電話番号 _____

開催期日・地区別会場	出席地区 (○印)	ご職名・ご氏名
県北地区 (会場: 大館市) 平成23年12月22日 (木)		
県央地区 (会場: 秋田市) 平成24年1月13日 (金)		
県南地区 (会場: 大仙市) 平成23年12月20日 (火)		

☆ 高齢者虐待や、成年後見、消費者被害等について、何かご質問等がありましたらご記入ください。

なお事例検討会の場で回答する場合は、氏名・所属先は紹介いたしません。

質 問 票

機関名 _____

--

様式 1

平成23年度高齢者権利擁護等推進事業 事例検討会 高齢者虐待対応シート

機関名 _____

相談年月日	平成 年 月 日		
被害者		歳	男 ・ 女
養護者		関係：	
場 所			
虐待の種類	身体的虐待、介護の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、 経済的虐待		
障害高齢者の日常生活 自立度	ランク	J ・ A ・ B ・ C	
認知症高齢者の日常生活 自立度	ランク	I ・ II ・ II a ・ II b ・ III ・ III a ・ III b ・ IV ・ M	
虐待の具体的状況			
虐待の原因			
本人の意向			
危険性・緊急性			
対応の実際・方針・目標			
今後の課題、反省点			

被害者の氏名、養護者の氏名については、イニシャル表記でお願いします。

平成23年度高齢者権利擁護等推進事業 事例検討会 高齢者虐待対応シート(様式1)記入要領

- ① 相談年月日
相談を受けた年月日を記入。
- ② 被害者
虐待をされている方の氏名、年齢、性別を記入。(氏名はイニシャル表記とする。)
- ③ 養護者
養護者の氏名と関係(間柄)を記入。(氏名はイニシャル表記とする。)
『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』では、虐待をしている者について、養護者や介護サービス提供者を主に対象としていますが、同法の対象としている範囲に限らず、例えば第三者からの虐待等、著しい人権侵害のある事案も受付の対象とする。
- ④ 場 所
自宅、施設、通所先等、虐待が行われている場所を記入。(詳細は不要)
- ⑤ 虐待の種類
該当する虐待の種類すべてに○をつける。
- ⑥ 障害高齢者の日常生活自立度
該当する日常生活自立度に○をつける。
- ⑦ 認知症高齢者の日常生活自立度
該当する日常生活自立度に○をつける。
- ⑧ 虐待の具体的状況
確認した虐待の具体的状況を記入。いつからのことか、程度、頻度、本人に与えている状況等を記入。記載済みの、各市町村で定めている虐待対応アセスメントシートにより上記の内容が網羅されている場合はそれを添付し、詳細の記入を省略しても可。
- ⑨ 虐待の原因
介護疲れ、相性、障害、無知、恨み等の理由を記入。
- ⑩ 本人の意向
被害者が助けを求めているか、困っているか、悩んでいるか等を書く。認知症等により、意向が確認できなければその状況を記入。
- ⑪ 危険性・緊急性
予測される危険性、被害拡大の恐れ、緊急性と、その判断した理由を記入。
- ⑫ 対応の実際・方針・目標
危険性や被害拡大の可能性に対して、どのように解決しようとしているのか、解決したか、その具体的な対応方法、時期等を記入。
また、介入後に被害者がどうなってほしいのか、目標(期待される効果)を記入。
- ⑬ 今後の課題・反省点
事例の解決後の、あるいは進行中における課題、反省点について記入。

《緊急性の判断》

緊急性があると判断した場合は、直ちに保護を行う必要があります。

生命の危険性、医療の必要性、虐待者との分離の必要性、虐待の程度と高齢者の健康状態、介護者の心身の状態等から総合的に判断します。

- ① 本人が保護救済を強く求めている。
- ② 生命危険な状態。(重度の火傷や外傷・褥そう、栄養失調、衰弱、脱水症状、肺炎等)→医師に判断を依頼することが有効
- ③ 生命に危険な行為が行われている。
(頭部打撃、顔面打撃、首締め・揺さぶり、戸外放置、溺れさせる等)
- ④ 確認できないが、上記に該当する可能性が高い。

様式2 平成23年度高齢者権利擁護等推進事業 事例検討会 相談対応シート
(成年後見・消費者被害等)

機関名 _____

相談日	平成 年 月 日		
利用者氏名		生年月日 TSH 年 月 日	男 ・ 女
現住所			
家族状況			
相談内容 (該当するものを○で囲んでください。)	成年後見	権利擁護、補助・保佐・後見・任意後見	
	消費者被害	金銭貸借・消費者契約・サラ金・クレジット・振り込め詐欺	
	その他	財産管理・住宅・生計・介護サービス・その他	
現在利用しているサービス等			
相談の具体的な内容			
回答助言の内容			
今後の課題、反省点			

氏名についてはイニシャル表記、生年月日、市町村名については詳細不要。